

タバコを吸うときは決められたルールを守ろう

Check & Action! まちのルールを確認・実践しましょう!

- 「みなとタバコルール」を守り、決められた場所以外では喫煙しません。
- 吸い殻をポイ捨てしません。

港区では、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成26年7月1日施行)で、「みなとタバコルール」を定めています。大人としてあたりまえの喫煙マナーを守ることで、吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちにしましょう!



みなとタバコルール

港区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人が守るルールです。



港区内全域の道路、公園、児童遊園、公開空地など屋外の公共の場所では、

① たばこの吸い殻のポイ捨て禁止



② 喫煙の禁止
(指定喫煙場所*を除く。)
*指定喫煙場所とは港区が設置、
又は指定する喫煙場所



③ 私有地で喫煙する場合であっても、
屋外の公共の場所にいる人に
たばこの煙を吸わせることが
ないよう配慮

<事業者のみなさんへ>

～港区内で事業活動を行う事業者の方が守るべきルール～

事業者の皆さんが所有する敷地内で喫煙する場合でも、歩行者など屋外の公共の場所にいる人がたばこの煙を吸わないように配慮してください。守られていない場合は、灰皿の移動又は撤去、喫煙場所の確保などの環境の整備を行うことが求められる場合があります。

また、従業員その他事業活動に関わる人に、「みなとタバコルール」を守ってもらうよう周知しましょう!

六本木駅周辺の港区指定喫煙場所



喫煙マナーを守って
利用しましょう!



港区内の指定喫煙場所
一覧はこちら

～たばこをやめたい人へのサポート～

港区内の禁煙支援薬局では、薬剤師による禁煙相談やアドバイスが受けられます。禁煙方法や禁煙補助剤の使い方を知りたいときはご相談ください。相談は無料です。(禁煙補助剤の購入は実費となります。)